

# IT 機器を用いた（総合コミュニケーション）医療連携研究会会則

## Total communication and Medical Network using Information Technology in Hokkaido

（名称及び事務局）

### 第 1 条

本会は「IT 機器を用いた（総合コミュニケーション）医療連携研究会」（通称：TMNIT）と称し、事務局を医療法人溪仁会手稲溪仁会病院に置く。

（目的及び事業）

### 第 2 条

本会は地域医療連携システムを参加施設間で結び、インターネット回線で診療情報を共有し同システムを利用することにより、複数の医療施設等の医療・介護連携を緊密に行うことを目的とする。

### 第 3 条

本会は第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

2. 良質の医療・介護等、患者及び利用者の満足度達成のための医療・介護情報等の共有化を推進する事業
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（会 員）

### 第 4 条

本会の目的に賛同し、手稲溪仁会病院との間で地域医療連携システムを導入している医療施設及び介護保険施設等とする。

（入退会）

### 第 5 条

本会への入会は所定の利用申請書を提出し、会長の承認を得ることとする。

2. 退会は、所定の退会届にその理由を記し、本会に提出するものとする。

（除 名）

### 第 6 条

会員が本会の目的に反する行為をし、本会の名誉を傷つけたときは、幹事会に出席した会員の 3 分の 2 以上の議決によりその会員を除名することができる。

（会の運営）

### 第 7 条

本会の運営は幹事会が行う。幹事会は各施設の医師、事務局で構成する。

2. 幹事会には、次の役員を置く。

- ①会長 1 名
- ②副会長 3 名
- ③幹事 若干名
- ④監事 2 名

3. 本研究会に顧問を置くことができる。顧問は、幹事会で決定する。
4. 幹事会は、年1回の定例会議及び会長が必要と認めるとき召集し、会長がその議長となる。

(役員職務)

第8条

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務を遂行する上で支障が生じた場合、その職務を代理又は代行する。
3. 他の役員は、会長の定めるところにより会務を分担する。

(役員任期)

第9条

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員は、任期満了の後においても、後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。
3. 補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局運営会議)

第10条

幹事の所属する医療機関から事務局員を選出する。

2. 事務局運営会議で検討した議題等を幹事会上申する。

(利用者)

第11条

利用者とは、当会会員の職員であり、地域医療連携システムを操作・閲覧する者をいう。

2. 利用者は、当会入会申請書に記す開設者及び代表者から操作・閲覧の許可を得て、ID及びパスワードの交付を受けた医療職、介護支援専門員及び就労規則等の労働契約により守秘義務を課せられている者に限る。

(利用者の責務)

第12条

利用者が地域医療連携システムを利用するに際しては、「著作権法」、「個人情報保護に関する法律」、「北海道個人情報保護条例」及びその他の法令を遵守しなければならない。

2. 地域医療連携システムを通じて入手した医療・介護情報については、適正な利用に努めるとともに、診療、及び閲覧目的に以外に利用してはならない。
3. 原則として閲覧している利用者及び会員に責任の所在が帰属する。
4. 付与されたID及びパスワードを適正に管理し、本人以外の者に利用させてはならない。

(その他)

第13条

この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

2. 本会則は幹事会において改訂することができる。

付 則

この会則は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

改訂年月日	改訂・追加箇所	理 由
平成 24 年 10 月 1 日	第 1 条	事務局の変更
平成 28 年 4 月 1 日	第 1 条	事務局の変更
平成 30 年 4 月 3 日	第 7 条、第 10 条、 第 11 条	第 10 条に新規条文の追加と第 7 条地域医療連携担当者等の名称変更、第 10 条を第 11 条に変更
平成 31 年 4 月 1 日	第 7 条	副会長の定数変更、監事、顧問の新設、会計の削除
令和 5 年 4 月 1 日	第 1 条、第 9 条	事務局の所属部署名を削除、事務局員の職位を削除
令和 6 年 4 月 1 日	第 2 条、第 3 条 第 4 条、第 11 条、 第 12 条、第 13 条	医療と介護の連携を念頭に追記または修正を行った。 第 2 条、医療施設等と範囲を拡大し、介護連携を追記、第 3 条、介護等、及び利用者を追記、介護情報等の追記、第 4 条、介護保険施設等に拡大し追記、医療機関等を医療施設等に修正、第 11 条（利用者）第 12 条（利用者の責務）を追加、第 11 条及び第 12 条の追加に伴い（その他）を第 13 条に置き換え